

新社会党 政策委員会ニュース

第52号 2020年6月1日
発行 新社会党政策委員会
委員長 加藤 晋介

【本号の内容】

- ◇ 新型コロナ禍が暴き出した医療制度のゆがみ 長南 博邦
- ◇ 20 春闘総括 春闘の役割は社会的責任を果たすこと
宮川 敏一
- ◇ コロナ禍後の財源議論を考えるために 千葉 雄也
- ◇ 書評 『リベラル・デモクラシーの現在
「ネオリベラル」と「イリベラル」のはざままで』 上野 義昭

*なお、掲載の内容は執筆者の個人の見解によるものです。



6月4日の誕生花、パンドレア。寒さに弱いが11月まで咲き続けるオーストラリア原産のノウゼンカズラの仲間。名前の由来はギリシャ神話のパンドラ。箱に最後に残った希望を思わせる花だ。

新型コロナ禍が暴き出した医療制度のゆがみ

長南 博邦

新自由主義・緊縮政策の結果

政府負債を ユーロ基準（財 政赤字の GDP 比 3%以下、債 務残高の GDP 比 60%以内） に適合させる ため、長年緊 縮財政を続け、 そのツケが医	世界の国別感染者数トップ 10 5月19日現在		
	感染者数	死亡者数	
	米国	1,506,840	90,309
	ロシア	290,258	2,718
	ブラジル	254,220	16,792
	英国	246,406	34,796
	スペイン	231,606	27,709
	イタリア	225,886	32,007
	ドイツ	176,551	8,003
	トルコ	150,593	4,171
	フランス	142,903	28,239
	イラン	122,492	7,057

療にまわされたイタリアは、中国に次いで新型コロナの感染爆発を起こした。同様に緊縮財政を続けてきたスペインもイタリアに次いだ。そして現在（5月19日正午）は米国が感染者数 150 万人を越えて世界トップ。

イタリアは緊縮財政による医療機関の統廃合で、今回の感染爆発の前に医師、看護師の不足が 10 万人以上といわれていた。米国は言わずと知れた民間保険が医療を支配しており、国民皆保険は共産主義と批判され、オバマケアも骨抜きとされたほど政治的反発がある。

死者が 2 万 8 千人を越えたフランスでは、マクロン大統領が 2008 年に発表した医療改革政策について誤りを認めた。フランスでも長年ベッド数や人員、予算の削減が続いてきた。

世界に誇る国営の NHS（国民保健サービス）がサッチャー首相以来ガタガタにされ、制度は残るが手術入院何か月待ちというような状況になっている英国も、感染者数で 3 位、死亡者数は 2 位である（5月19日時点）。

米国で国民皆保険が脚光

このようなもとの、米国では当初現実的で

はないと批判されたサンダース上院議員の掲げた国民皆保険制度「メディケア・フォー・オール」が脚光を浴びている。

米国では医療保険を持たない国民は人口の 8%、約 2750 万人にのぼり、今回の新型コロナ感染による経済活動の収縮で、3000 万人を越える失業者は、雇用者が提供する医療保険（ESI）を失うことになる。こうした元被雇用者には低所得者向けのメディケイドがあるが、570 万人には資格がないとされる。

そのうえ米国は高額な医療費で有名で、新型コロナ感染で ICU 治療を受けると 3 万ドル（1ドル 108 円換算で 324 万円）かかり、保険に入っている条件によって自己負担が数千ドルになることもあるという。そして 1100 万人の不法移民の存在という問題も抱えている。

日本は特に 90 年代から変質

日本ではどうだろうか。『神戸新聞』5月14日付記事「新型コロナ国内の PCR 検査なぜ増えぬ」「地方衛生研、行革で弱体化」「職員数も機器も予算も不足」から見てみよう。

前国立感染症研究所感染症疫学センター室長で、現在群馬パース大教授（感染症学）の木村博一氏は、感染症対策が変わったのは 90 年代で、94 年に保健所法が地域保健法に変わり、保健所が調査研究活動を、地方の衛生研究所がその科学的、技術的な中核機関を担うと規定され、衛生研が今回の世界的大流行の際は検査に基づいて流行状況を集約、報告する役割を持っていると語る。

しかし、同教授によると法改正によって、従来は国が一定程度補助した予算が首長の裁

量となり、行革や団塊世代の退職にあわせて大幅な人員と予算の削減が進み、03年から08年の5年間で全国の衛生研の職員数は、自治体公務員の削減率7%を上回る13%の減少。予算は30%減、特に研究費は47%減と半減した。この調査では都道府県単位で人口10万人当たりの衛生研職員数で0.4～3.0人という大きな差があることもわかっている。地方衛生研究所全国協議会が行ったこの調査報告は、当時すでに主要業務の感染症検査で大きな地域格差が生じ、業務に支障が出かねない地域があると警告している。

深刻なのは木村教授が国立感染研在籍当時、厚生労働省科学研究班の一員として各地の衛生研にPCR検査のサンプルを送り、正しく結果を出せるかどうかを調べたことがあるが、その結果は衛生研ごとに大きくばらついたという。つまり、現在の体制では地域内の感染症や食中毒に対応するのが精いっぱい、今回の事態に対応できる体制ではなかったということだ。

それではどうするか。木村教授は、①衛生研の役割を明確にする法整備で、地域保健法や感染症法に国と地方の責任を明記すること、②自治体や保健所を含め、その責務に応じた予算の確保、そして③人材育成、長期的には感染症やウイルス学、細菌学を究める研究者や研究費の拡充が必要だと語っている。

医療崩壊で橋下徹元大阪府知事・市長の弁解

これらはすべて目先の利益と「わが亡き後に洪水よ来たれ」的な新自由主義の弊害であり、今回のコロナ禍で表面化した。

行革を大阪で進めてその成果を誇った前維新代表の橋下徹氏（元大阪府知事・大阪市長）は、「僕がいまさら言うのもおかしいところですが、大阪府知事時代、大阪市長時代に徹底的な改革を断行し、有事の今、現場を疲弊させているところがあると思います。保健所、府立市立病院など。そこは、お手数をおかけしますが見直しをよろしく願います」と

ツイート。続けて「平時のときの改革の方向性は間違っていたとは思っていません。ただし、有事の際の切り替えプランを用意していなかったことは考えが足りませんでした。」とツイッターで弁解した。何をいまさらということだが、まさに「今だけ、カネだけ、自分だけ」の寵児が大阪の医療体制を壊したといえる。

どのように壊されたのか。大阪府は太田房江知事2期目の06年に、5つの府立病院を地方独立行政法人化した。名目は高度専門医療への重点化と効率的・効果的な医療サービスの提供で、かつ医療収入を増やすこと。それを徹底したのが08年に就任した橋下徹知事。

初年度に17億2千万円の収支改善が見られたため成功例とされていが、それは人件費カットによるもの。効率化や外部委託で事務部門を76人減らし、賃金カーブをフラット化して看護師らの賃金を抑制したことが効いたのだ。前年比で人件費を下回らせるという賃金抑制策は、昨年労基署に総額約12億円の残業代未払いを指摘されるほどの徹底ぶりだ。

医療サービス面でも、がんセンターでは病室代が2倍の1万5千円になり、セカンドオペニオン料や母子センターでの分娩料など、様々な料金が引き上げられ、一人一日の病院単価は直営最後の年の3万7116円から18年度には6万5743円に上昇した。（『週刊新社会5月19日付1162号』北健一氏）

小池東京都知事も今年3月31日、コロナ禍の最中に、大阪に倣って都立病院の独立行政法人化方針を決めた。これが初の女性宰相かと持ち上げられる小池百合子氏の本性だ。

安倍政権も同罪

すでに文字数を越えたため別の機会にしたいが、安倍政権は12年暮れの第2次政権発足以来、医療制度改悪を重ねてきた。いざという時の安心が崩されている。社会を変える大義を持つ私たちは常にものごとを把握し、隠された真実をわかりやすく訴える努力を重ねなくてはならない。

20 春闘総括

春闘の役割は社会的責任を果たすこと

宮川 敏一

安倍政権は官製春闘を手放さない

第2次安倍政権になってから、実質賃金の引き下げが続き、G7でマイナスなのは日本だけ。14春闘から続いた官製春闘は、労働組合を蚊帳の外に追いやった。政財界が仕切るトリクルダウン論（富める者が富めば、貧しい者にも自然に富が滴り落ちる）は、労働者から搾り取ることはあっても富を滴り落とすことはない。

19年の年の瀬、安倍首相は経済団体の集まりで、「重要なのは人材への投資、来年の春も大いに期待したい」と労資の交渉方針が決まる前に、パフォーマンスで大見得を切った。その一方で、「長期政権の秘訣とは何か？ズバリそれは、商工会の皆さんを大切にすることです」（59回商工会全国大会挨拶）と資本家オンリーの使い分けをする。

安倍政権が進めた経済政策は、大企業と株主優遇に尽きる。生産性向上の名の下に搾取を強化し、労働分配率を下げた内部留保を増やしてきた。大企業の純利益は、搾取強化で最高記録（17年度までの5年間で3倍）を続ける。人件費を縮小させた結果、企業の内部留保は463兆円（前年比17兆円増）となった。他方、労働組合の組織率は17%まで下降しているが、労働組合の春闘結果が賃金相場を形成していることも事実。

春闘の成果は労働組合の社会的価値を高め、社会的責任を果たすことだ。労働組合がその役割を放棄してはならない。でなければ、存在感は希薄になり社会から見捨てられる。労働組合は、①泣いている者がないように、②

飢えている者がないように、③労働者の団結（共闘）の3点を果たす課題を明確にした春闘方針が必要だ。

【20春闘 労働3団体の賃金要求】

1. 連合：定昇相当分2% + ベア相当分2% = 4%
2. 全労協：月額25000円（7%相当）1人25000円（月額25万円・時給15000円）
3. 全労連：25000円以上、時間額150円以上引き上げ、全国一律1500円

【闘い方・連合】

1. 「不満な時はストライキ」の戦術を持たない。
2. 交渉重視→個別交渉重視→労働組合自ら横並び否定
3. 回答数値は公表しない
4. 一時金の要求は前年同額、同月数、業績連動を基本にした。

【経団連指針：年功・終身雇用見直しを提起】

経団連の経営労働政策特別委員会報告は、労働者の気持ちを逆なでする指針。

1. 賃上げは成果重視（ベアの否定）
2. 成果主義で、成果の伴わない労働者は切り捨て、ベア査定→賃上げゼロ
3. 労働の移動、職業を固定しない
4. キャリアを積み、生涯数回の転職奨励
5. 賃上げは生産性基準内
6. 経団連は、労働者を「物」扱いに

新型コロナで春闘自粛に取り込まれた

2月4日に横浜港に寄港したクルーズ船内での感染発生などから、新型コロナウイルスは日本に広まった。安倍政権の経済政策をコ

コロナは根底から揺さぶった。第1に株価の下落があった。安倍政権が「モリ・カケ」などをしのいだのは、株価の高騰が背景にあった。

新型コロナウイルスは、経済に打撃を与えた。訪日観光客の減少をはじめ、生産をストップ、物流をマヒさせた。昨年10月の消費税引き上げで、19年10月～12月期のGDP速報値は年率7.1%減、個人消費もマイナス2.9%まで下げていたところに、追い打ちをかけた。そのため労働者の生活は不安の極致に陥った。

しかし、経営側は「ベアも定昇確保も厳しい」など、集中回答日を前にした(3月7日)労使交渉は、隔たりを残したまま推移した。決戦段階では「緊急事態宣言」に翻弄され、春闘行動はほぼ中止になった。決起集会、大会などはネット配信に切り替えた。コロナ禍で困っている政府と企業に労働組合も足並みをそろえ、労働組合の自粛は資本の好機を広げた。

集中回答 前年下回る

3月11日、金属労協(JC)、12日、通信・運輸等で集中回答があった。前年を下回る回答の横並びになった。トヨタ自動車や日本製鉄などはベア・ゼロが確定して、ベア回答は雲散霧消した。経営側は、海外経済の動向と新型コロナウイルスの感染拡大を軸にして「経営危機」を煽り、「生産性や消費の落ち込みを予測」して、賃上げに待ったをかけた。

経団連は、3月9日に開いた会長・副会長会

議で、「20年春闘で賃上げは賞与を含めた現状維持、職務や成果に応じた重点配分の指針」を示した。「賃上げ否定、年間賃金ベース」を強調して、「年功序列と一律配分の否定、成果主義への転換」を盛り込んだ。

その狙いは、集中回答後の経団連中西宏明会長のコメントに現れた。「賞与・一時金の支給などの回答が多くみられたことは、率直に評価する。労使の意見交換で、建設的な労使関係の深化を遂げた」と、成果配分を理解する労働組合にほめ殺しで賛美を送った。

連合第5回回答集計 1.93% (5683円)

その結果として、労働組合をいっそう成果主義に誘導し、定期昇給にも勤務評定(飛び越し昇級)でメスを入れた。4月からの配分交渉は人事評価に応じて定昇額の差を広げる仕組みが導入される。生産性が向上したのに賃金が上がらないのは日本だけ。世界でも特異な企業内労使関係(ユニオンショップ)という構造的課題がある。企業業績の悪化や先行き不透明感を理由に、直ちに賃金の抑制に向かうのは日本だけ。

賃金交渉の大詰めに「第3四半期まで経営は好調だったが、新型コロナウイルスの影響で今年度の推定収入から8億円近く減収が見込まれる。組合の要求に応えることは難しい」などを繰り返された(首都圏のバス労組)。

連合は5月11日、20年春闘労使交渉の第5回回答集計結果を発表した(平均5683円・

1.93%)。日本の労働者の賃上げ水準は1.3%(3500円)程度の低調さに押さえ込まれた。大手産別の回答から低賃金構造を変える波及効果は生まれなかった。労働組合は社会的評価を得、社会的責任を果たす総括をすべきだ。



N 関労 20 春闘ストライキ 3月 11日

コロナ禍後の財源議論を考えるために

千葉 雄也

新型コロナ対策は、1次と2次補正予算で規模は重複を除き234兆円でGDP約4割に相当する。各国でもコロナ危機対策で巨額の財政支出に踏み切っているが、財源負担をどうするのか、税の集め方が今後の政治の焦点になることは必至である。

新型コロナのパンデミックで経済が今後どうなるか予断を許さないが、1930年代恐慌以上の世界の経済停滞と言われる。新自由主義政策がパンデミックで世界的危機を一気に露呈させたが、それに対抗する統一戦線は世界でも、日本でも労働者運動の最大の課題である。それを日本で実体化するためには当面、一致できる政策で野党の共同を強めながら、さらに議論を深めていくことが必要と思う。

その場合、石河氏が『組織レポート6月号』で述べているように、「金融・税財政、社会保障をめぐって様々な論点がある。国債の位置づけとMMT議論、所得再配分の方法、ベーシック・インカムの是非、日本型雇用崩壊に対応する法制度と企業横断的労働運動の在り方等々。従来机上の議論であったのが、今回の危機を受け実生活の経験をもとにしたものになりうる。こういう議論が日本の護憲派内で活発になれば、欧米のような若々しい反緊縮左翼の潮流も形成されるのではなからうか」と問題提起されているが、同感である。

当面する重点政策を研究し政策討論に参加を

私たちは、この3年間「中期政策の補強」を検討してきた。牽強付会かもしれないが、議論してよかったと思う。私自身も社会保障の理念や制度も、それと一体になる財源、税

制度についても基本的知識を持っていなかった。しかし、「中期政策補強」議論や、この間の政策委員会や地元での勉強会などの学習会を通じて付焼刃の感はめぐえないが、今の政策議論に多少とも参加できるようになった。社会は大きく変化している。

「給付は必要とされる人々に漏れなく行きわたる」、「負担は富裕層への応能負担原則の徹底」で、「給付と負担は公平の原則で、勤労大衆の分断を生み出さない」ということは私たちの間では共有できる基本原則であると思う。それならこの基本に立ってどんな政策が選択されるのが現状で有効なのか、検討されれば職場や地域での議論はより豊富化されるだろう。そんなに政策判断に違いがあるとは思えない。

「21世紀宣言」や「中期政策」をよく読んでほしい。そこからは「日本国憲法はブルジョア憲法」と一蹴する見解は出てくる余地はない。憲法の理念を徹底的に具体化する大衆的運動と経験の中で未来を準備するのが私たちの社会主義の道である。

すでに、提案から3年も過ぎているので「中期政策補強」はより補強が必要と思うが、向かうべき方向はこれでよいと思う。これからもいろいろな人たちと議論し、知見を集約し、実際の検証から整理されていくことになるだろう。

【当面の重点政策案・税と歳出を改革するための政策】

「応能負担原則」とし、「世帯単位」から「個人単位」を基本とします。

- ①消費税を5%に戻します。
- ②金融証券所得は総合課税化し、超過累進課税を強化して所得税・住民税の最高税率を現在の55%から65%（89年水準）にし、相続税の最高税率を現在の55%から70%に戻します。
- ③法人税の租税特別措置や政策減税を見直し、法人税税率を45%までの超過累進税率とし、内部留保への資産課税を実施し、タックスヘイブンなどによる税逃れを規制します。
- ④防衛費における新規事業の中止、「思いやり予算」の廃止などの米軍関係費の大幅な見直し、公共事業の精査などにより、不要な歳出の大幅な削減を行います。

【中期的な政策案・財源のための改革】

「人間らしく生き続けられる社会」の実現に向けた施策を実現するため、税・歳出の改革を抜本的に進めます。

（1）歳入の抜本的な改革をします

- ①消費税を廃止し、個別物品税を創設します。
- ②応能負担原則を徹底して所得税、法人税での超過累進課税を強化し、租税特別措置を廃止します。また、所得税は総合課税方式とします。
- ③相続税を強化するとともに、金融資産課税等の富裕層への課税を強化します。
- ④金融取引課税を創設します。
- ⑥タックスヘイブン対策を強化するとともに、為替

取引税を創設します。

（2）歳出を抜本的に改革します

①自衛隊を災害救助組織等へ改編し、大幅に歳出を削減します。

②公共事業を大幅に見直します。

これらコロナ対策費の財源は、「復興税方式」が考えられるが、日本の税制、特に所得税は複雑な制度となっている。例えば、所得金額（課税金額）は収入金額とは同じではない。事業者は必要経費が収入から引かれる（控除）所得金額（課税対象所得）に課税されるが、給与所得者は収入金額に応じた「法定額（必要経費）」が控除される。課税対象所得に、その人たちの負担能力を考慮した各種「人的」所得控除がある。「基礎控除」・「配偶者控除」などである。

横道にそれるが、配偶者控除は、「世帯単位」から「個人単位」とすれば配偶者控除の本質は基礎控除なのだから、配偶者が所得を得た分からその分の控除額を減らす方法が正しいと思う。同じく、今回の生存権保障というべき10万円支給も含めての所得補償は、課税対象に入れるのが応能負担原則にそった公平な負担であると思う。そして、私たちは所得税率を1989年に戻せと主張する。

*日本の税制度を勉強するには「日本の税金」（三木義一 / 岩波新書）をお勧めする。

書評 『リベラル・デモクラシーの現在』

「ネオリベラル」と「イリベラル」のはざままで

樋口陽一 著 岩波新書 19年12月刊 840円＋税

上野 義昭

憲法学の長老の、ここ数年の講演を中心とした、190ページ足らずの新書だが、「世界規模の大状況」から「日本近現代の憲法体験の

特性の意味」まで、著者の筆は、縦横無尽の運びである。憲法について落ち着いて考えてみるためにも、また、世界と日本の歴史的現

状を理解するうえでも、示唆に富む1冊と言えよう。

「護憲の党」と言いながら、日本国憲法と正面から向き合うこと、「法」として学ぶことが、どれほどできているだろうか。「憲法に立脚して、憲法の下に、国家権力の濫用を制約する」という「立憲主義」を、『憲法の上に立つ』主義と、何やら私家版国語辞典のように我流で改竄されている有名人もいらっしやる。日本国憲法など、どうせブルジョア憲法だ、社会主義になれば廃止するだけ、深入り無用、との猛者もないわけではない。わが党は、プロを目指す者に法学を教えて定評があり、法律を武器として数々の法廷闘争を闘ってきた、理論と実践のエキスパートである、加藤晋介弁護士を副委員長に持つという、国内きっての恵まれた党なのに。

さて、日本国憲法は、ブルジョア憲法であるから、当然、経済活動の自由がうたわれている。しかし、22条1項（居住移転、職業選択の自由）と、29条2項（財産権）の2か条だけ、「公共の福祉」による制限が明記されている。そのことの意味は何か？

1条「天皇」の、「日本国の象徴（A）であり日本国民統合の象徴（B）であって」に言う、AとBの違いは何か？

ネオリベラル、といえは新自由主義。では、「イリベラル」とは何か？ また、イリベラル・デモクラシーを、世界に先駆けて憲法規範化しようとする動きとは？

上の三つの問いに答えられた人は、あえて読まなくてもいいだろう。しかし、本書は、米国ランプ現象や英国ブレグジットから自民党改憲草案まで、法と政治が重なり合う領域を対象にして論じられており、広く興味が持てることと思う。

本書にいう「リベラル・デモクラシー」。「デモクラシー」が、「公のコト、モノを構成員自身の意思によって運用していく建前」という



のは理解しやすいだろう。「リベラル」の方は、保守に対する進歩的な立ち位置ということではなく、思想の自由や表現の自由を中心とした「基本権」的な価値を指す。その否定形である「イリベラル」は、文字通りには「寛容さを欠く」との意であるが、いま世界をウイルス同様に伝播していつている、「自由より先に安全を」という風潮のような危険性は、コロナ以降の世界でますます重みを増してくる。

著者の憲法に関する入門書には、本書で紹介した岩波新書のほか

『もういちど憲法を読む』（岩波セミナーブックス、1992年）

『個人と国家—今なぜ立憲主義か』（集英社新書、2000年）

『「日本国憲法」をまっとうに議論するために』（みすず書房、2006年）

『憲法 近代知の復権へ』（平凡社ライブラリー、2013年）